

繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、繁華街エリアへの夜間の誘客が期待できるイベント等の魅力向上策や繁華街エリア内の情報発信等を行おうとする事業者に対し、市が補助金を交付することにより、市内のナイトタイムエコノミーの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「繁華街エリア」とは、別表1及び別図に定める区域とする。

2 この要綱において、「ナイトタイムエコノミー」とは18時から24時までの経済活動とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 繁華街エリア内に活動の拠点をもつ法人又は団体であること。
- (2) 自らが事業主体となり、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること。
- (3) 第11条に定める期日までに事業報告並びに事業収支決算報告ができること。
- (4) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係する団体ではないこと。
- (5) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱に基づく補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 繁華街エリア内で実施すること。
- (2) 繁華街エリア内のナイトタイムエコノミーの促進を目的とし、特に若者世代や外需の取り込みが期待できる事業等であること。
- (3) 特定の施設や店舗などへの集客を目的とせず、エリアの回遊性向上が期待できる事業等であること。
- (4) 開催時間を設ける場合は、夜間（概ね18時から22時）の時間帯の一部又は全部を含む時間帯であること。
- (5) イベントを開催する場合は、初年度以降3年間以上の継続が可能なイベント計画であること。また、4年目以降は、自走することが可能なイベントであること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、別表2のとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第1条の目的の達成に資するため、第4条に掲げる要件を満たす補助対象事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付は事業年度ごとに行い、初年度以降、引き続く合計3年度を限度に継続して補助することができる。ただし、各事業年度において補助金の交付を受けた場合であっても、翌年度以降の補助金の交付を必ずしも保証するものではない。

3 補助金の額は、各事業年度において、補助対象経費の合計額に別表3に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。ただし、補助金の額が別表3に定める上限額を超えるときは上限額。）とする。

4 前号の規定にかかわらず、事業に係るその他の収入がある場合は、まずその他収入から補助対象外経費を減じ、なお残余がある場合は補助対象経費から当該金額を減じたものを補助対象経費とする。

5 補助事業の実施に当たっては、原則、市内事業者への発注を行うものとする。

（事業計画の協議）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行わなければならない。

（交付申請書の提出）

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める補助金交付申請書を別に定める募集期間内に市長に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等については、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該市の機関等に到達したものとみなす。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、当該申請の補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を別に定める方法により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日以内もしくは事業年度3月10日のいずれか早い期日迄に、別に定める補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、別に定める方法により当該額を補助事業者へ通知するとともに、速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

(変更又は中止の申請)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに別に定める補助金交付変更(中止)承認申請書を提出して市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は決定の内容を審査し、その旨を別に定める方法により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 別に定める暴力団排除に関する宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 第3条に定める補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

(7) 第4条に定める補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。

(8) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合には、別に定める方法により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、別に定める方法により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求できる。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

3 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)の定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

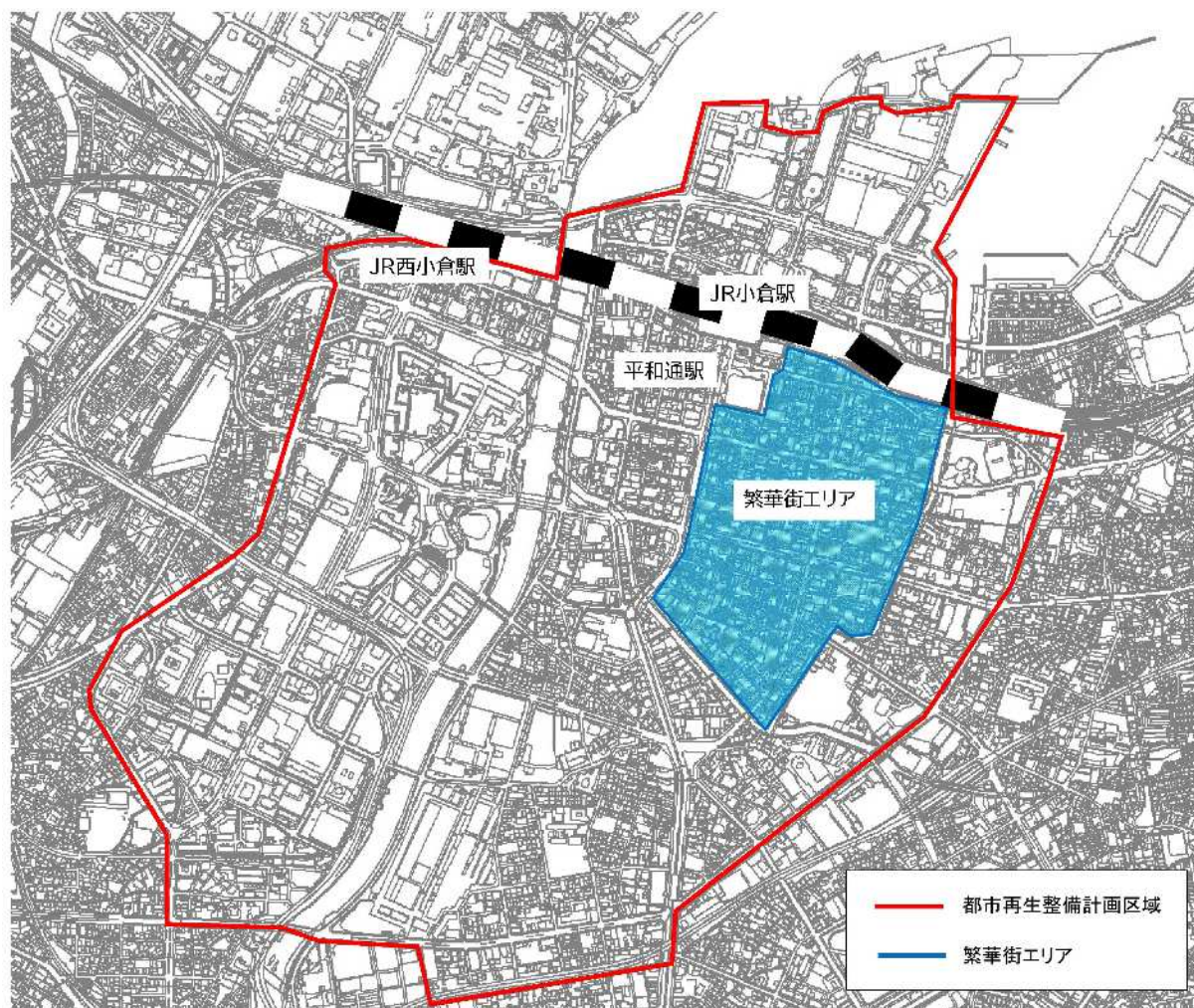
付 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

別表1 第2条関係

小倉北区京町三丁目の一部
小倉北区京町四丁目の一部
小倉北区米町
小倉北区鍛冶町
小倉北区堺町
小倉北区紺屋町
小倉北区古船場町

別図 第2条関係



別表2 第5条関係

費目	内容
会場関係費	イベント会場の設営、運営に係る経費
広告宣伝費	事業の広告宣伝等にかかる経費
機材等製作・購入費	補助事業の実施に必要な備品等の製作又は購入に要する経費
保険料	事業実施に必要な行事保険、スタッフ用損害賠償保険等
報償費	出演者等の謝金・謝礼等
事務費	文具等事務用品の購入費等
その他	その他事業実施に必要な経費で市が特に認めるもの

別表3 第6条関係

補助の回数（年度）	補助対象経費に対する補助率（各事業年度）	補助金の上限額（各事業年度）
1回目（事業初年度）	1 法人又は団体あたり 4/5 以内	1,000,000 円／年
2回目（事業2年度目）	1 法人又は団体あたり 2/3 以内	
3回目（事業3年度目）	1 法人又は団体あたり 1/2 以内	